令和6年3月市議会定例会提出予定案件

(議 案)

- 1 茨木市市税条例の一部改正について
- 2 茨木市個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 3 茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 4 茨木市介護保険条例の一部改正について
- 5 茨木市国民健康保険条例の一部改正について
- 6 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 7 茨木市手数料条例の一部改正について
- 8 茨木市屋外広告物条例の制定について
- 9 茨木市附属機関設置条例及び茨木市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正 について
- 10 茨木市建築基準法施行条例の一部改正について
- 11 茨木市営住宅条例の一部改正について
- 12 茨木市監査委員条例等の一部改正について
- 13 茨木市水道事業給水条例の一部改正について
- 14 茨木市消防関係手数料条例の一部改正について
- 15 金融機関の指定について
- 16 令和5年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第6号)
- 17 令和5年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算(第1号)
- 18 令和5年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 19 令和5年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 20 令和5年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 21 令和5年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算(第1号)

- 22 令和5年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算(第1号)
- 23 令和6年度大阪府茨木市一般会計予算
- 24 令和6年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
- 25 令和6年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
- 26 令和6年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 27 令和6年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
- 28 令和6年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算
- 29 令和6年度大阪府茨木市水道事業会計予算

釜	案	笜	2/	早
耐火	*	玥	O4	77

茨木市市税条例の一部改正について

【市民税課】

- 地方税法等の改正に伴う所要の改正
 - 改正内容

個人市民税において、本来、令和7年度分の算定対象となる、令和6年1月発生の能登半島 地震による住宅等の損失額について、令和6年度分の算定において控除(雑損控除)できる 特例を規定

・施 行 日 公布の日

議案第6号

茨木市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

【政策企画課】

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う所要 の改正
 - 改正内容

個人番号の利用範囲を定める規定において、引用する法律の別表に掲げる事務を「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」として定義等を整理

・施 行 日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の 一部を改正する法律の施行の日 議案第7号

茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

【福祉指導監査課】

- 介護保険法等の改正に伴う所要の改正
 - 改正内容 介護保険における複合型サービスの定義を定める規定において、引用する法令を改正
 - ・施 行 日 令和6年4月1日

議案第8号

茨木市介護保険条例の一部改正について 17、18頁参照

【長寿介護課】

- 介護保険事業計画の見直しに伴う所要の改正
 - ・主な改正内容

介護給付費等の将来推計に基づき、令和6年度から3年間の保険料を改定 保険料負担の公平性を図るため、保険料段階を現行の14段階から23段階に細分化 (保険料基準額 (第5段階) 年額:71,880円 → 77,760円

月額: 5,990 円 → 6,480 円)

・施 行 日 令和6年4月1日

議案第9号

茨木市国民健康保険条例の一部改正について

【保険年金課】

- 国民健康保険法施行令等の改正に伴う所要の改正
 - ・主な改正内容

低所得者の保険料の軽減判定に係る所得基準の引上げ

①5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を改正

(現行) 290,000円 → (改正後) 295,000円

②2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を改正

(現行) 535,000円 → (改正後) 545,000円

・施 行 日 令和6年4月1日

議案第10号

茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正について 【保育幼稚園総務課】

- 国における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う所要の改正
 - ・ 主な改正内容
 - ①職員の勤務体制等の事項について、書面掲示だけでなく、インターネットを利用して公衆 の閲覧 (HP等) に供しなければならない旨を規定
 - ②職員の勤務体制等の事項を電磁的方法(CD-ROM等)で保護者に交付・提出する場合の提供 方法を「一定の事項を確実に記録しておくことができる物」から「電磁的記録媒体」に文 言を改正
 - ・施行日① 令和6年4月1日
 - ② 公布の日

- 宅地造成等規制法の改正等に伴う所要の改正
 - ・主な改正内容
 - ①宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務の開始に伴い、盛土等の安全性の確保を図る ための中間検査等の実施に係る手数料の追加等

[新たな手数料の規定]

- ア 宅地造成及び特定盛士等工事中間検査手数料
- イ 土石の堆積工事(変更)許可申請手数料

[法律改正による名称変更等]

- ア 宅地造成工事許可申請手数料
 - → 宅地造成及び特定盛士等工事許可申請手数料
- イ 宅地造成工事変更許可申請手数料
 - → 宅地造成及び特定盛士等工事変更許可申請手数料
- ②低炭素建築物新築等計画認定の変更認定等の手数料について定める規定において引用する法律名等の改正

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」

- → 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」
- ③茨木市屋外広告物条例の制定に伴い、関連する立看板許可申請手数料等の規定を削除
- 施行日①、② 令和6年4月1日
 - ③ 令和7年1月1日

- 魅力ある景観形成等を推進するための条例の制定
 - ・ 主な制定内容

議案第12号

- ①広告物等のあり方及び市・広告主等の責務
- ②禁止区域、禁止物件及び禁止広告物等
 - ・第1種・第2種低層住居専用地域、重要文化財(建造物)の敷地等での広告物等の表示・ 設置を原則禁止
 - ・道路、鉄道等のうち新名神自動車道等の市長が指定する区間での自家用広告物等以外の 表示・設置を原則禁止
 - ・街路樹、橋りょう、トンネル、道路上の柵等への広告物等の表示・設置を原則禁止
 - ・電柱、街灯、アーケード柱等へのはり紙や立看板等の表示・設置を原則禁止
 - ・著しく破損した、又は安全を阻害するおそれのある広告物等の表示・設置を禁止
- ③禁止区域等における適用除外

社会生活を営む上で必要性の高い広告物等(選挙運動に使用するポスター等、冠婚葬祭等のための一時的な表示・設置等)は、禁止区域、禁止物件及び許可手続を除外する旨を規定

- ④事前協議、許可、変更の許可及び届出、継続の許可並びに工事の完了等の届出
- ⑤広告物等の表示・設置の許可手数料 広告塔又は広告板(表示面積2㎡未満)450円/件、 車両等に掲出する広告物等(表示面積4㎡未満)250円/件 等の手数料を規定
- ⑥管理義務及び点検義務

所有者等の広告物等の良好な状態の保持(補修、除却等)、2年ごとの点検義務を規定

(7)改修等命令及び許可の取消し等

条例に違反した広告物等があるときは、広告主等に対し、表示・設置の停止や改修、除却等を命じること、許可の取消しができる旨を規定

- ⑧広告物等を保管した場合の手続
- ⑨広告主に対する指導等
- ⑩報告及び立入検査
- ⑪罰則等
- ・施 行 日 令和7年1月1日

議案第13号

茨木市附属機関設置条例及び茨木市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について 【居住政策課】

- 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴う所要の改正
 - ・主な改正内容
 - ①茨木市附属機関設置条例 空家等対策協議会の担任する事務を定める規定において、引用する法律の条ずれの改正
 - ②茨木市空家等の適切な管理に関する条例 空家等対策協議会及び勧告に係る所有者への意見聴取や応急措置の対象に、管理不全空家 等(放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等)を追加
 - ・施 行 日 公布の日

- 建築基準法等の改正に伴う所要の改正
 - ・主な改正内容
 - ①省エネ対策を推進するため、省エネ改修時の接道義務等の要件が緩和されることに伴い、 既存不適格建築物の外壁断熱等の修繕を行う際の確認申請の事前手続として、要件緩和に 係る認定手数料を規定(27,000円/件)
 - ②工事監理者の選任の届出の規定において、市が行う建築確認の事務を行う資格者として、 小規模な建築物等に限り、建築確認関係事務を行うことができる建築副主事を追加
 - ③建築基準法の認定等の手数料を定める規定において引用する法律名の改正 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」
 - → 「建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律」
 - ・施 行 日 令和6年4月1日

議案第15号

茨木市営住宅条例の一部改正について

【建築課】

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴う所要の改正
 - ・改正内容 公営住宅の入居者資格を定める規定において、引用する法律の条を追加
 - ・施 行 日 令和6年4月1日

議案第16号

茨木市監査委員条例等の一部改正について【監査委員事務局、下水道総務課、水道総務課】

- 地方自治法の改正に伴う所要の改正
 - 改正内容

職務等を定める規定において、引用する地方自治法の条ずれの改正

- 〈関係条例〉
 - ①茨木市監查委員条例
 - ②茨木市下水道等事業の設置等に関する条例
 - ③茨木市水道事業の設置等に関する条例
- •施行日 令和6年4月1日

議案第17号

茨木市水道事業給水条例の一部改正について

【水道総務課】

- 水道法の改正に伴う所要の改正
 - 改正内容

給水装置の基準違反に対する措置の規定において、引用する法律の所管の変更に伴い、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改正

・施 行 日 令和6年4月1日

議案第18号

茨木市消防関係手数料条例の一部改正について

【予防課】

- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う所要の改正
 - 改正内容

LPガススタンド等の施設を所有せず、移動式製造設備(LPガス等を運搬するバルクローリー車等)のみを使用し、高圧ガスの圧力変化や充てん等を行う際の許可申請に対する審査について、液化石油ガス法に基づく充てん設備の設置許可を受けた場合の手数料を規定(6,000円/件)

·施 行 日 令和6年4月1日

議案第19号

金融機関の指定について

【会計室】

- 本市の公金の収納及び支払事務を取り扱う金融機関の指定
 - · 令和 6 年度 株式会社 三井住友銀行
 - ・令和7年度 株式会社 りそな銀行

議案第20号

令和5年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第6号)

○ 補正額 1,783,801 千円 (補正後 120,481,807 千円 - 補正前 118,698,006 千円)

・巾柷	200,000十円	・分担金及び負担金	△705十円
• 地方譲与税	20,000千円	・使用料及び手数料	18,760千円
•配当割交付金	50,000千円	・国庫支出金	232, 304千円
• 株式等譲渡所得割交付金	190,000千円	・府支出金	27,850千円
• 法人事業税交付金	170,000千円	・財産収入	51,882千円
• 地方消費税交付金	100,000千円	・寄附金	15,706千円
・ゴルフ場利用税交付金	10,000千円	・繰入金	△199,820千円

・環境性能割交付金 20,000千円 ・諸収入 477,547千円

369,577千円

• 地方交付税

· 交通安全対策特別交付金 △7,000千円

・市債 37,700千円

(歳 出)

259,876千円 · 補助費等 • 人件費 $\triangle 23,612$ 千円 29, 242千円・投資的経費1, 166, 706千円531, 796千円・その他の経費△180, 207千円 • 物件費 • 扶助費

•継続費補正

(変更) 合同庁舎改修事業

年割額変更 ほか10件

• 繰越明許費補正 (追加) 戸籍システム等改修事業

38,737千円 ほか20件

• 債務負担行為補正

(変更) 安威川ダム周辺整備事業 (モニタリング支援事業) 4,074千円 限度額変更

議案第21号

令和5年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算(第1号)

○ 補正額 736,379千円 (補正後 5,663,242千円 - 補正前 4,926,863千円)

(歳 入)

(歳 出)

繰越金

△621千円

・諸支出金

588,979千円

• 財産収入

737,000千円 ・繰出金

147,400千円

議案第22号

令和5年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○ 補正額 △836千円 (補正後 27,407,752千円 - 補正前 27,408,588千円)

(歳 入)

(歳 出)

・府支出金

40,745千円

• 総務費

△12,266千円

・繰入金

△53,519千円・保険給付費11,814千円・保健事業費・諸支出金

30,000千円

繰越金

△30,384千円

•諸収入

11,814千円

議案第23号

令和5年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

○ 補正額 152,174千円 (補正後 4,993,559千円 - 補正前 4,841,385千円)

(歳 入)

(歳 出)

• 後期高齢者医療保険料

167,072千円 ・総務費

△9,881千円

・繰入金

△14,898千円

• 後期高齢者医療広域連合納付金

162,421千円

• 諸支出金

△366千円

議案第24号

令和5年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○ 補正額 △198,390千円 (補正後 22,575,819千円 - 補正前 22,774,209千円)

(歳 入)

• 介護保険料

△60,620千円 ·総務費

(歳 出)

12,972千円 △257,313千円 △144,891千円 ・要介護認定費 ・保険給付費 ・地域支援事業費

△16,286千円

• 国庫支出金

△11,559千円

• 支払基金交付金

△545,761千円

・府支出金

△85,452千円 419,990千円

• 財産収入 • 繰入金

△113,483千円 · 諸支出金

80千円 ・基金積立金

40,678千円

繰越金

363,048千円

• 諸収入

1,817千円

議案第25号

令和5年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算(第1号)

- 〇 収益的収支
 - ・収入 △85,858千円(補正後7,062,594千円ー補正前7,148,452千円)
 - ・支出 △38,727千円 (補正後 6,482,326千円-補正前 6,521,053千円)
- 資本的収支
 - ・収入 △318,954千円 (補正後 1,796,174千円−補正前 2,115,128千円)
 - ・支出 △314,481千円 (補正後 3,671,745千円 − 補正前 3,986,226千円)

議案第26号

令和5年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算(第1号)

- 〇 収益的収支
 - ・支出 △169,431千円(補正後 5,457,479千円−補正前 5,626,910千円)
- 資本的収支
 - ・収入 △714,664千円 (補正後 2,079,077千円 ー補正前 2,793,741千円)
 - ・支出 △274,745千円(補正後 3,760,925千円−補正前 4,035,670千円)

議案第27号

令和6年度大阪府茨木市一般会計予算

○ 予算総額 107, 400, 000千円(対前年度比 3.4%減)

前年度(当初)111,200,000千円

議案第28号

令和6年度大阪府茨木市財産区特別会計予算

○ 予算総額 5,409,513千円(対前年度比 9.8%増)

前年度(当初)4,926,863千円

議案第29号

令和6年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算

○ 予算総額 26,111,869千円(対前年度比 4.7%減)

前年度(当初)27,408,588千円

議案第30号

令和6年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算

○ 予算総額 5, 440, 536千円(対前年度比 12.4%増)

前年度(当初)4,841,385千円

議案第31号

令和6年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算

○ 予算総額 23,397,537千円(対前年度比 2.7%増)

前年度(当初)22,774,209千円

議案第32号

令和6年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算

○ 予算総額 11,361,529千円(対前年度比 8.1%増)

前年度(当初)10,507,279千円

議案第33号

令和6年度大阪府茨木市水道事業会計予算

○ 予算総額 9,490,514千円(対前年度比 1.8%減)

前年度(当初)9,662,580千円

茨木市介護保険条例の一部改正について

○介護保険料の改定内容

(′ `) 内	は軽減措置前の料率、	金額
١ ١		ノーヒリ	↓ よ単子(IQL/TE) 10 DI ▽ノバインデン。	一 行

改正前			改正後			
令和3年度(2021年度)	保険	保険料額		令和6年度(2024年度)	保険	保険料額
~令和5年度(2023年度)	料率	(円/年)		~令和8年度(2026年度)	料率	(円/年)
第1段階 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金 受給者、世帯全員が市民税非 課税で課税年金収入額と合計 所得金額を合わせて80万円以 下の者	0. 3 (0. 5)	21, 564 (35, 940)	→	第1段階 生活保護受給者、世帯全員が 市民税非課税で老齢福祉年金 受給者、世帯全員が市民税非 課税で課税年金収入額と合計 所得金額を合わせて80万円以 下の者	0. 285 (0. 455)	22, 162 (35, 381)
第2段階			-	第2段階		
世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金 額を合わせて120万円以下の 者で、上記以外のもの	0. 45 (0. 7)	32, 346 (50, 316)		世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金 額を合わせて120万円以下の 者で、上記以外のもの	0. 485 (0. 685)	37, 714 (53, 266)
第3段階			-	第3段階		
世帯全員が市民税非課税で、 上記以外の者	0. 7 (0. 75)	50, 316 (53, 910)		世帯全員が市民税非課税で、 上記以外の者	0. 685 (0. 690)	53, 266 (53, 654)
第4段階			→	第4段階		
本人が市民税非課税(世帯内に課税者がいる場合)で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の者	0. 9	64, 692		本人が市民税非課税(世帯内 に課税者がいる場合)で、課 税年金収入額と合計所得金額 を合わせて80万円以下の者	0.9	69, 984
第5段階			→	第5段階		
本人が市民税非課税(世帯内に課税者がいる場合)で、上 記以外の者	1.0	71, 880		本人が市民税非課税(世帯内 に課税者がいる場合)で、上 記以外の者	1.0	77, 760
第6段階			→	第6段階		
市民税課税で合計所得金額が 年額120万円未満の者	1. 15	82, 662		市民税課税で合計所得金額が 年額80万円未満の者	1. 075	83, 592
			└	第7段階		
				市民税課税で合計所得金額が 年額120万円未満の者	1. 1	85, 536
第7段階			→	第8段階		
市民税課税で合計所得金額が 年額120万円以上190万円未満 の者	1. 25	89, 850		市民税課税で合計所得金額が 年額160万円未満の者	1.2	93, 312
			🕨	第9段階		
				市民税課税で合計所得金額が 年額190万円未満の者	1. 24	96, 422
第8段階			-	第10段階		
市民税課税で合計所得金額が 年額190万円以上210万円未満 の者	1. 35	97, 038		市民税課税で合計所得金額が 年額210万円未満の者	1. 34	104, 198

令和5年度(2023年度)	保険 料率	保険料額 (年/円)		令和6年度(2024年度) ~令和8年度(2026年度)	保険 料率	保険料額 (年/円)
第9段階			 → [第11段階		
市民税課税で合計所得金額が 年額210万円以上290万円未満 の者	1.5	107, 820	-	市民税課税で合計所得金額が 年額260万円未満の者	1. 49	115, 862
			→	第12段階		
				市民税課税で合計所得金額が 年額290万円未満の者	1. 52	118, 195
第10段階			→	第13段階		
市民税課税で合計所得金額が 年額290万円以上320万円未満 の者	1.6	115, 008		市民税課税で合計所得金額が 年額320万円未満の者	1.62	125, 971
第11段階			→	第14段階		
市民税課税で合計所得金額が 年額320万円以上400万円未満 の者	1.65	118, 602		市民税課税で合計所得金額が 年額420万円未満の者	1.74	135, 302
第12段階				第15段階		
市民税課税で合計所得金額が 年額400万円以上600万円未満 の者	1.8	129, 384		市民税課税で合計所得金額が 年額520万円未満の者	1. 92	149, 299
				第16段階		
				市民税課税で合計所得金額が 年額620万円未満の者	2. 1	163, 296
第13段階				 第17段階		
市民税課税で合計所得金額が 年額600万円以上1,000万円未 満の者	2.0	143, 760		市民税課税で合計所得金額が 年額720万円未満の者	2. 3	178, 848
				市民税課税で合計所得金額が 年額820万円未満の者	2. 4	186, 624
				市民税課税で合計所得金額が 年額920万円未満の者	2. 5	194, 400
				第20段階		
				市民税課税で合計所得金額が 年額1,000万円未満の者	2. 6	202, 176
第14段階			- 	第21段階		
市民税課税で合計所得金額が 年額1,000万円以上の者	2. 2	158, 136		市民税課税で合計所得金額が 年額2,000万円未満の者	2. 7	209, 952
				 第22段階		
			-	市民税課税で合計所得金額が 年額3,000万円未満の者	2.8	217, 728
			-	市民税課税で合計所得金額が 年額3,000万円以上の者	2. 9	225, 504

茨木市屋外広告物条例の制定について

1 制定の目的

現在、広告物等の規制は大阪府屋外広告物条例に基づき運用する中で、自然や市街地の景観等に影響する 広告物等が存在しており、今後、本市の特性を踏まえた茨木らしい魅力ある景観形成等を図っていくため、 本市独自の屋外広告物条例を制定する。

2 目指す広告景観

景観計画や広告物等の特性など踏まえ、「自然とまちに調和し 心づかいの感じられる広告景観づくり」を 目指す広告景観とする。

⇒「自然との調和(北摂山系への眺望、山間部景観、田園景観との調和) | ◇「まちなみとの調和(土地利用に応じ た周辺環境との調和、人が中心の景観誘導)」に配慮した規制誘導を行う。

3 規制内容 ⇒ 条例、施行規則等で定める

(1) 自然との調和

<府条例運用からの主な変更点>

- □山間部(国道171号以北の調整区域)を規制が強い住宅系(中高層 住居専用地域)と同じ区分へ移行 〔高さ、面積等の制限を強化〕
- □自然との調和に影響が大きい屋上・地上広告物の規模縮小等 〔屋上:高さの制限を強化、地上:高さ・面積の制限を新設 等〕
- □沿道からの景観を保全するため、「自分の店舗等以外に掲出 する広告物等」の掲出を禁止する路線を拡充 [国道 171 号等 7 路線 ⇒ 新名神高速道路・大岩線等の 13 路線を追加)]

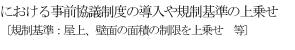


目指す広告景観のイメージ (自然との調和)

(2) まちなみとの調和

<府条例運用からの主な変更点>

- □低層住居専用地域の良好な住環境を保全するため、第1種低層住居専用地域と同様に、第2種低層住居専用地 域を広告物等の掲出を原則禁止する区分へ移行(自分の店舗等に掲出する7㎡以下の広告物等は掲出可) [北・南春日丘の大部分、白川二丁目等を指定 ⇒ 彩都やまぶき三丁目の一部を追加]]
- □沿道や市街地の景観に影響が大きい壁面・地上広告物の規模縮小等 [壁面:面積の制限を新設、地上:高さ・面積の制限を新設 等]
- □景観計画で指定する重点地区である「景観形成地区」(元茨木川緑地等) における事前協議制度の導入や規制基準の上乗せ





目指す広告景観のイメージ (まちなみとの調和)

(3) その他

<府条例運用からの主な変更点>

- □安全点検を行うことができる資格や点検対象の見直し
- □著しく汚染や退色、塗料等のはく離した広告物等の掲出禁止
- □車両(路線バスや電車等)に掲出する広告物等の規制を導入 (路線バス、電車:面積の制限を新設等)

4 誘導内容 ⇒ 屋外広告物ガイドラインで定める

本市が目指す広告景観や望ましい広告物等のイメージ等をわかりやすく示した屋外広告物ガイドラインに より、広告主等の理解を促進し、事前協議や新規・変更の許可申請時等に広告物等の質的な向上への誘導を 図る。

令和5年度一般会計補正予算(第6号)総括表

(歳 入) (単位:千円)

		左の	内 訳	
款	予算額	特定財源	一般財源	主な内訳
1市 税	200,000		200,000	市民税 $65,576$ (個人 $382,151$ 、法人 $\triangle 316,575$)、固定資産税 $77,022$ 、軽自動車 $\triangle 2,548$ 、たばこ税 $43,406$ 、都市計画税 $16,544$
2地 方譲 与税	20,000		20,000	
4配当割交付金	50,000		50,000	
5 株式等譲渡所得割交付金	190,000		190,000	
6 法人事業税交付金	170,000		170,000	
7 地方消費税交付金	100,000		100,000	
8 ゴルフ場利用税 交 付 金	10,000		10,000	
9 環境性能割交付金	20,000		20,000	
11地 方交付税	477,547		477,547	普通交付税
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	△ 7,000		△ 7,000	
13 分担金及び負担金	△ 705	△ 705		バスターミナル利用分担金
14 使用料及び手数料	18,760	820	17,940	道路占用料 9,478 廃棄物処分手数料 5,213 法定外公共物占用料 3,924
15国庫支出金	232,304	232,304		学校施設環境改善交付金 社会資本整備総合交付金 (街路新設) 77,836 新型コロサウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 △68,938
16 府 支 出 金	27,850	11,729	16,121	障害児施設措置費(給付費等)負担金 38,315 施設型給付費補助金 31,656 生活保護費負担金 △26,473
17 財 産 収 入	51,882	1,940	49,942	不動産売払収入 50,560
18 寄 附 金	15,706	14,466	1,240	企業版ふるさと納税寄附金 10,000 市民会館跡地エリア活用事業寄附金 2,000 緑化基金寄附金 1,809
19 繰 入 金	△ 199,820	270	△ 200,090	財政調整基金繰入金
21 諸 収 入	369,577	101,171	268,406	ボートレース企業団配分金 184,402 デジタル基盤改革支援補助金 70,339 ダム関連道路整備負担金 22,000
22 市 債	37,700	47,200	△ 9,500	小学校校舎整備債 617, 200 ダム周辺整備債 157, 300 道路整備債 △177, 600
補 正 額 A	1,783,801	409,195	1,374,606	
補正前の予算額 B	118,698,006	53,978,347	64,719,659	
補正後の予算額 A+B	120,481,807	54,387,542	66,094,265	

令和5年度一般会計補正予算(第6号)総括表

(歳 出)

						<u> </u>	半位・1 ロ/	
款	予 算 額	消	費	的 経	費	投資的	その他の	
	7 27 100	人件費	物件費	扶 助 費	補助費等	経費	経費	
1議 会	掛 △ 3,562	△ 278	△ 3,140		△ 144			
2 総 務	費 183,803	361,344	△ 113 , 142		△ 11,839	△ 52,910	350	
3 民 生	費 367,998	△ 62,979	△ 32,791	523,327	145,498	△ 23,237	△ 181,820	
4 衛 生	掛 △ 205,607	△ 9,822	△ 8,628		△ 137,136	△ 50,311	290	
5 労 働	費 1,298		△ 245		1,543			
6農林水産業	學 915	△ 1,043	△ 150		△ 2,451	3,800	759	
7商 工 🦠	費 △ 9,128	451	△ 6,397		△ 3,182			
8土 木	費 185,213	△ 10,812	△ 28,133		△ 8,367	230,656	1,869	
9消 防	費 △ 10,992	△ 4,525	253			△ 6,720		
10 教 育	費 1,275,518	△ 12,460	221,615	8,469	△ 7,534	1,065,428		
12 公 債	費 △ 133,394						△ 133,394	
13 諸 支 出 3	金 131,739						131,739	
補 正 額 A	1,783,801	259,876	29,242	531,796	△ 23,612	1,166,706	△ 180,207	
補正前の予算額 B	118,698,006	18,351,997	21,256,549	31,409,133	13,796,872	19,052,925	14,830,530	
補正後の予算額 A+B	120,481,807	18,611,873	21,285,791	31,940,929	13,773,260	20,219,631	14,650,323	

補正予算(第6号)の内容について

1 基本方針

国の補正予算による補助金を活用する事業を実施するとともに、安威川ダム周辺の整備や教育施設の充実を図る取組を進めるほか、公共施設の利用環境の早期改善等を図る。

また、継続費補正や繰越明許費の設定、債務負担行為の限度額補正を行う。

2 内容

(1)国の補助金を活用する事業等

	事 業	内 容 等	事業費 a	特定財源	一般財源 c=a-b
教 [·]	育環境の充実		1,297,993	1,255,314	42,679
	小中学校トイレの環境 改善 (洋式化等) [繰越明許費] 【施設課】	学校施設の環境改善を図るため、老朽化した小中学校トイレの改修(洋式化等)を行う。 工事 (玉櫛小、郡山小、天王小、庄栄小、郡小、西陵中、平田中) 修繕 (三島小、安威小、玉島小、福井小、大池小、豊川小、中津小、 水尾小、太田小、葦原小、畑田小、東奈良小) 【財源:国 119,341、市債 482,000】		601,341	42,075
	小学校の外壁及び屋上 防水等の改修 [繰越明許費] 【施設課】	校舎の長寿命化及び安全な学校施設の整備を図るため、小中学校の外壁及 び屋上防水等の改修を行う。 工事 (沢池小、畑田小、耳原小) 【財源:国 89,442、市債 300,600】	390,411	390,042	369
	小中学校外周塀の改修 [繰越明許費] 【施設課】	安全・安心な教育環境の整備を図るため、小中学校の外周塀の改修を行う。 工事 (小学校:福井小、太田小、葦原小、耳原小、穂積小中学校:南中) 【財源:国 88,931、市債 175,000】	264,166	263,931	235
戸	籍システム等の改修		32,640	32,640	
	戸籍振り仮名記載に伴 うシステム改修 [繰越明許費] 【市民課】	戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加となる戸籍法の改正に対応するため、情報追加の機能整備など、戸籍システム等の改修を行う。 【財源:国 32,640】		32,640	
橋	梁の維持管理		10,500	10,420	80
	橋梁維持事業 [繰越明許費] 【道路課】	橋梁の長寿命化の推進を図るため、維持補修工事を行う。 委託 工事 【財源:国 2,420、市債 8,000】	10,500	10,420	80

(2) 障害者施設の整備

(単位:千円)

	事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障	害者施設の充実		1,000		1,000
	障害者グループホーム の開設補助 【障害福祉課】	障害者の共同生活援助施設であるグループホームを開設する団体に対して、施設整備に係る費用を補助する。 ・合同会社 FLAT (開設場所: 茨木市真砂一丁目)	1,000		1,000

(3)安威川ダム周辺の整備

(単位:千円)

	事 業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
妄	· 威川ダム周辺整備	242,083	205,200	36,883	
		ダムパークいばきた周辺の交通安全を確保するため、歩道設置や交差点改 良に伴う市道整備等を行う。 委託 工事 【財源:諸収入 22,000、市債 183,200】		205,200	23,370
		多目的運動広場の整備に向けて、交差点改良工事を踏まえ、下水道整備等 に係る工事を実施する。 工事	7,000		7,000
		竜仙峡トイレ及び権内せせらぎ広場トイレの整備にあたり、支障物の撤去 等に対応するため、工事費を増額する。 工事	6,513		6,513

(4)教育施設の整備等

	事業 内容等		事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
孝	で育施設の整備等		171,446		171,446
		中学校全員給食の実施にあたり、給食センターから配送した給食を生徒に 提供する配膳室を整備する。 ・東中、三島中、北中、天王中、西陵中、太田中、彩都西中	101,292		101,292
		教育環境の充実を図るため、プールサイドの安全対策やバリアフリー対応 に係る改修等を行う。 工事(東中) 手数料	70,154		70,154

(5) 公共施設の利用環境の早期改善

(単位:千円)

	事 業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
公	公共施設の改修		15,472		15,472
		利用環境の早期改善等を図るため、公共施設の空調更新や設備等の改修を 行う。 ・西河原コミュニティセンター、西河原市民プール、保健医療センター	15,472		15,472
教	育施設の改修等		155,080		155,080
	小中学校の空調設備等 の改修 [繰越明許費] 【施設課】	教育施設の早期改善を図るため、経年劣化がみられる空調設備の改修や屋 上防水等を行う。	120,980		120,980
	小学校における遊具等 の更新等 [繰越明許費] 【施設課】	安全・安心な教育環境を整備するため、老朽化した小学校の遊具更新等を 行う。	34,100		34,100

(6) 年度末までに不足する経費への対応

事業 内容等		事業費 a	特定財源	一般財源 c=a-b	
J	ども医療費		98,324		98,324
	こども医療費・ひとり 親家庭医療費の増額 【こども政策課】	受診率等の増加に伴い、こども医療費及びひとり親家庭医療費を増額す る。	98,324		98,324
施	設型保育給付費		379,178	173,510	205,668
	施設型保育給付費負担 金の増額 【保育幼稚園事業課】	公定価格の改定に伴い、施設型保育給付費負担金を増額する。 【財源:国 104,412、府 69,098】	379,178	173,510	205,668
障	障害児通所給付費		153,262	114,947	38,315
	障害児通所給付費の増 額 【発達支援課】	児童発達支援の利用者等の増加に伴い、障害児通所給付費を増額する。 【財源:国 76,631、府 38,316】	153,262	114,947	38,315

(単位: 千円)

	事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
予	防接種		61,134		61,134
	予防接種(A類)の増 額 【子育て支援課】	HPVワクチン等の接種件数の増加に伴い、接種に係る委託料を増額する。	61,134		61,134
障	害者雇用奨励金		1,680		1,680
	障害者雇用奨励金の増 額 【商工労政課】	申請数の増加に伴い、障害者雇用奨励金を増額する。	1,680		1,680

(7) 将来に向けた財政健全化等の取組み

(単位:千円)

	事 業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
±	地開発公社保有資産の買	戻し アル・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・	465,168	264,900	200,268
		将来の財政負担等に備え、土地開発公社保有資産の買戻しを行う。 用地 ・庄中央線 ・駅前太中線(第2工区) ・阪急総持寺駅西口駅前交通広場 【財源:市債 264,900】	465,168	264,900	200,268

(8) 継続費·繰越明許費·債務負担行為

	事 業	内 容 等	設定額
継	続費		
	合同庁舎改修事業 【総務課】	契約確定に伴い、年割額を変更する。 [期 間] 令和5年度~令和6年度 【補正前】 [総 額] 538,642 [年割額] (R5) 215,450 (R6) 323,192 【補正後】 [総 額] 538,642 [年割額] (R5) 181,860 (R6) 356,782	-
	新施設屋内こども広場 整備事業 【共創推進課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 [期 間] 令和4年度~令和5年度 【補正前】 [総 額] 89,375 [年割額] (R4) 6,996 (R5) 82,379 【補正後】 [総 額] 89,210 [年割額] (R4) 6,996 (R5) 82,214	△165
	市民会館跡地エリア周 辺整備事業 【共創推進課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 [期 間] 令和3年度~令和5年度 【補正前】 [総 額] 125,000 [年割額] (R3) 50,000 (R4) 25,000 (R5) 50,000 【補正後】 [総 額] 124,630 [年割額] (R3) 50,000 (R4) 25,000 (R5) 49,630	△370

事業	内 容 等	(単位:千円) 設定額
市民総合センター営繕 事業 【文化振興課】	契約確定に伴い、年割額を変更する。 [期 間] 令和5年度~令和6年度 【補正前】 [総 額] 166,527 [年割額] (R5) 66,610 (R6) 99,917 【補正後】 [総 額] 166,527 [年割額] (R5) 60,720 (R6) 105,807	_
環境衛生センター営繕 事業 【環境事業課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 【補正前】 [期 間] 令和2年度~令和5年度 [総 額] 9,564,940 [年割額] (R2) 1,341,615 (R3) 3,953,630 (R4) 3,570,005 (R5) 699,690 【補正後】 [期 間] 令和2年度~令和5年度 [総 額] 9,515,000 [年割額] (R2) 1,341,615 (R3) 3,953,630 (R4) 3,570,005 (R5) 649,750	$\triangle 49,940$
J R 総持寺駅周辺整備 事業 【道路課】	契約確定に伴い、年割額を変更する。 [期 間] 令和5年度~令和6年度 【補正前】 [総 額] 144,000 [年割額] (R5) 57,600 (R6) 86,400 【補正後】 [総 額] 144,000 [年割額] (R5) 48,660 (R6) 95,340	_
橋梁新設改良事業 (あけぼの橋) 【道路課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 [期 間] 令和3年度~令和5年度 【補正前】 [総 額] 570,000 [年割額] (R3) 206,720 (R4) 103,360 (R5) 259,920 【補正後】 [総 額] 525,307 [年割額] (R3) 206,720 (R4) 103,360 (R5) 215,227	△ 44,693
元茨木川緑地リ・デザイン事業 【公園緑地課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 [期 間] 令和 4 年度~令和 5 年度 【精算前】 [総 額] 250,000 [年割額] (R4) 87,340 (R5) 162,660 【精算後】 [総 額] 223,414 [年割額] (R4) 87,340 (R5) 136,074	△ 26,586
歩道設置事業 【道路課】	契約確定に伴い、総額及び年割額を変更する。 [期 間] 令和4年度~令和5年度 【補正前】 [総 額] 90,000 [年割額] (R4) 36,000 (R5) 54,000 【補正後】 [総 額] 88,314 [年割額] (R4) 36,000 (R5) 52,314	△ 1,686
阪急茨木北口駐車場改 修事業 【交通政策課】	契約確定に伴い、年割額を変更する。 [期 間] 令和5年度~令和6年度 【補正前】 [総 額] 861,012 [年割額] (R5) 344,400 (R6) 516,612 【補正後】 [総 額] 861,012 [年割額] (R5) 277,840 (R6) 583,172	_

	(単位:千円)				
事 業	内 容 等	設定額			
中学校給食配膳室整備 事業 【学務課】	事業進捗に伴い、総額及び年割額を変更する。 [期 間] 令和5年度~令和6年度 【補正前】 [総 額] 289,854 [年割額] (R5) 173,910 (R6) 115,944 【補正後】 [総 額] 264,854 [年割額] (R5) 97,010 (R6) 167,844	\triangle 25,000			
繰越明許費	繰越明許費				
戸籍システム等改修事 業 【市民課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	38,737			
コミュニティセンター 空調設備改修事業 【地域コミュニティ課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	3,740			
西河原市民プール設備 改修事業 【スポーツ推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	3,485			
多目的運動広場整備事業 【スポーツ推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	7,000			
価格高騰緊急支援給付 金給付事業(その2) 【地域福祉課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	329,426			
地域密着型介護施設整 備補助事業 【長寿介護課】	事業者の工事計画の変更により、年度内に事業が完了しないため。	187,026			
保健医療センター空調 設備改修事業 【健康づくり課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	8,247			
新型コロナウイルスワ クチン接種事業 【健康づくり課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	39,394			
竜仙峡トイレ整備事業 【農林課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	61,782			
道路新設・改良事業 (単独分) 【道路課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	9,000			
橋梁維持事業【道路課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	10,500			

	事 業	内 容 等	設定額		
	阪急茨木市駅西口駅前 周辺整備推進事業 【市街地新生課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	8,965		
	安威川ダム周辺整備事業(道路整備事業) 【北部整備推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	228,570		
	安威川ダム周辺整備事業(権内せせらぎ広場整備事業) 【北部整備推進課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	53,000		
	駅前周辺駐車場活用事業(阪急茨木南駐輪センター) 【交通政策課】	事業進捗に時間を要し、年度内に事業が完了しないため。	85,000		
	小学校維持管理事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	132,252		
	小学校営繕事業【施設課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	1,004,666		
	中学校給食配膳室改修 事業 【学務課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	101,292		
	中学校維持管理事業【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	49,143		
	中学校営繕事業【施設課】	国の補正予算を活用する事業で、年度内に事業が完了しないため。	252,012		
	中学校維持補修事業【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	70,154		
債	務負担行為				
	安威川ダム周辺整備事業 (モニタリング支援事業) 【北部整備推進課】	事業進捗の変更等を踏まえ、債務負担行為の限度額を変更する。 [限度額] 15,946千円 ⇒ 20,020千円	4,074		

(9)特別会計等

	事業	内 容 等	事業費					
特	特別会計等							
	財産区特別会計 (補正第1号) 【財産活用課】	大字沢良宜西財産区の売払に伴う財産区交付金の増など [歳入] 繰越金 △ 621 財産収入 737,000 [歳出] 諸支出金 588,979 繰出金 147,400	736,379					
	国民健康保険事業 特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	特定健康診査の受診減に伴う保健事業費の減など [歳入] 府支出金 40,745 繰入金 △53,519 繰越金 11,814 諸収入 124 [歳出] 総務費 △12,266 保険給付費 30,000 保健事業費 △30,384 諸支出金 11,814	△ 836					
	後期高齢者医療事業 特別会計 (補正第1号) 【保険年金課】	保険料の増に伴う広域連合納付金の増など [歳入] 後期高齢者医療保険料 167,072 繰入金 △ 14,898 [歳出] 総務費 △ 9,881 後期高齢者医療広域連合納付金 162,421 諸支出金 △ 366	152,174					
	介護保険事業 特別会計 (補正第1号) 【長寿介護課】	居宅介護サービス等の減に伴う保険給付費の減など [歳入] 介護保険料 △ 60,620 国庫支出金 12,972 支払基金交付金 △257,313 府支出金 △144,891 財産収入 80 繰入金 △113,483 繰越金 363,048 諸収入 1,817 [歳出] 総務費 △ 16,286 要介護認定費 △ 11,559 保険給付費 △545,761 地域支援事業費 △ 85,452 基金積立金 419,990 諸支出金 40,678	\triangle 198,390					
	下水道等事業会計 (補正第1号) 【下水道総務課、下水道施 設課】	【収益的収支】 過年度損益修正益の減、流域下水道管理費の減など (収入) △85,858 (支出) △38,727 【資本的収支】 企業債の減、公共下水道整備事業費の減など (収入) △318,954 (支出) △314,481	△353,208					
	水道事業会計 (補正第1号) 【水道総務課】	【収益的収支】 職員給与費の減、動力費の減など (収入) 0 (支出) △169,431 【資本的収支】 工事負担金の減、拡張事業費の減など (収入) △714,664 (支出) △274,745	$\triangle 444,\!176$					